高機能消防指令センター総合整備事業
要求水準書

置賜広域行政事務組合

～ 目 次 ～

第１章　総　則 1
　１　目　的 1
　２　指令システムの定義 1
　３　設計方針 1
　４　指令システムの型式 2
　５　法令の遵守 2
　６　手続き 2
　７　検査 2
　　（１）監督員による検査（確認を含む） 2
　　（２）検査員による検査 2
　８　提出書類 3
　　（１）契約締結時の提出書類 3
　　（２）設計完了までの提出書類 3
　　（３）施工完了までの提出書類 3
　　（４）施工完了後の提出書類 3
　９　特許及び実用新案 4
　10　運用指導、教育指導 4
　11　性能保証 4
　　（１）性能試験 4
　　（２）保証期間 5
　　（３）性能保証事項 5
　12　経費分担 5
　13　かし担保 5
　　（１）共通事項 5
　　（２）設計のかし担保 6
　　（３）施工のかし担保 6
　14　保守業務 6
　　（１）システム障害対応保守 6
　　（２）定期保守点検 6
　　（３）予備品及び消耗品 6
　　（４）データの更新等 6
　15　疑義 6
第２章　共通指定事項 7
　１　指令システムの基本事項 7
　２　回線接続に関する事項 7
第３章　施設の概要 8
　１　施設の機器構成 8
　２　使用条件 10
　３　使用部品規格 10
　４　電気的規格 10
第４章　各装置別仕様 11
　１　指令装置 11
　　（１）通信機能 11
　　（２）回線及び回路構成 13

（3）情報処理機能……13
（4）構造概要……15
2　指揮台……16
（1）機能……16
（2）構造概要……16
3　表示盤……16
（1）車両運用表示盤……16
（2）支援情報表示盤……16
（3）多目的情報表示装置……16
（4）災害件数表示盤……17
（5）情報収集表示装置……17
4　無線統制台……17
（1）機能……17
（2）構造概要……17
5　指令電送装置……17
（1）機能……17
（2）構造概要……17
（3）接続回線……17
6　気象情報収集装置……18
（1）構成……18
（2）仕様……18
7　災害状況等案内装置……18
（1）機器構成……18
8　順次指令装置……18
（1）指令内容……18
（2）順次指令方法……18
（3）機能及び構造概要……18
9　音声合成装置……19
（1）機能及び構造概要……19
10　出動車両運用管理装置……19
（1）管理装置……19
（2）車両運用端末装置……19
（3）車外設定端末装置……19
11　システム監視装置……19
（1）機能及び構造概要……20
12　電源設備……20
（1）機能及び構造概要……20
（2）無停電電源装置（消防本部用）……20
（3）無停電電源装置（署所用）……20
（4）直流電源装置（１２Ｖ系）……20
（5）直流電源装置（４８Ｖ系）……20
（6）非常用発動発電機（消防本部用）……20
（7）非常用発動発電機（署所用）……20
13　統合型発信地表示システム……20
（1）機能……20
（2）構造概要……20

（3）ＩＰ－ＶＰＮについて……20
14　多目的ディスプレイ……20
15　１１９番受信ＦＡＸ……20
16　メール１１９番受信装置……21
17　非常用補助電話機……21
18　現場映像情報収集装置……21
（1）画像装置……21
19　駆け込み通報設備……21
20　署内放送設備……21
21　備品関係……21
22　既存設備関係……22
（1）災害情報表示盤……22
（2）無線関係……22
（3）監視カメラ設備……22
第５章　機器据付等に関する事項……23
1　一般的事項……23
2　現場管理……23
3　機器及び材料……23
4　機器据付……23
5　その他……23
第６章　技術提案事項……24
1　実施工程及び実施体制……24
（1）実施工程……24
（2）実施体制……24
2　データの取扱い……25
（1）情報入力……25
（2）デジタル無線化への対応……26
（3）情報漏洩防止及び情報データの取扱い……26
3　既設システムから指令システムへの切り替え……26
4　保守業務……26
（1）システム障害対応保守……26
（2）定期保守点検……26
（3）予備品及び消耗品……26
（4）データの更新等……26
別紙１　指令システム機器リスト……27

第１章　総　則

高機能消防指令センター総合整備事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、置賜広域行政事務組合（以下「本組合」という。）が発注する高機能消防指令センター総合整備事業（以下「本事業」という。）に適用し、本組合が要求する設計・製作・設置等に関する要件を示すものである。

要求水準書は、本組合が本事業に要求する最低限の水準について定めたものであり、本事業の基本的な内容について定めるものである。採用する設備、装置及び機器類は必要な能力を有し、かつ管理的経費の削減を十分考慮したものでなければならない。なお、明記されている事項について、それを上回る提案を妨げるものではない。

また、要求水準書に明記されていない事項であっても、本事業の目的達成のために必要な設備等、又は製作及び設置上当然必要なものについては、受注者の責任において全て完備しなければならない。

１　目　的

本事業は、米沢市、南陽市、高畠町及び川西町（以下「関係市町」という。）の住民の生命、身体及び財産を守るため、平成２４年４月１日から消防を広域化することに合わせて、災害事案を迅速に的確、効率的に処理し現場消防活動支援の強化を図るため、消防広域化に必要な消防緊急通信指令システム（以下「指令システム」という。）の整備を行うものである。

２　指令システムの定義

指令システムは、後述第３章の１第１表に示す機器名称欄に掲げる装置及び機器（以下「本装置等」という。）を設置し、１１９番通報の受付、消防・救急等の出動指令や車両運用管理・現場活動支援、病院連絡等の救急業務の迅速な運用、各種消防業務に関する情報処理、消防車及び救急車等との無線情報通信等を一括して、円滑・効果的に行う機能を有するものであること。

なお、本装置等の設置場所及び車両設備は以下のとおりとする。

（１）指令センター設備

（仮称）置賜広域行政事務組合消防本部	米沢市金池５丁目２－４１

（２）署所端末設備等

（仮称）置賜広域行政事務組合米沢消防署	米沢市金池５丁目２－４１
（仮称）置賜広域行政事務組合米沢消防署　東部分署	米沢市万世町片子１５６－１
（仮称）置賜広域行政事務組合米沢消防署　南部出張所	米沢市本町２丁目６－３５
（仮称）置賜広域行政事務組合米沢消防署　西部出張所	米沢市舘山５丁目１－３６
（仮称）置賜広域行政事務組合米沢消防署　北部出張所	米沢市窪田町藤泉９６－５
（仮称）置賜広域行政事務組合南陽消防署	南陽市三間通４４５－２
（仮称）置賜広域行政事務組合高畠消防署	高畠町大字高畠５２８
（仮称）置賜広域行政事務組合川西消防署	川西町大字上小松１７３６－２

（３）車両設備

関係市町の消防車及び救急車等	第３章の１第１表のとおり

３　設計方針

（１）予防情報、危険物情報など内外部情報、あるいは気象情報、医療情報システム、市町防災情報などの外部情報の収集などリンクが可能なよう設計とすること。

（２）メール等からの１１９番受付が可能なようＩＴ技術に対応した設計とすること。

（３）ＩＳＤＮ及び消防・救急無線のデジタル化に対応した設計とすること。

（４）機器据付及び配線接続等については、防火性・耐震性に対応した設計とすること。

（５）指令システムに移行する際は、関係市町の消防業務に支障を生じさせないよう設計とすること。

4　指令システムの型式

指令システムの型式は、Ⅱ型消防緊急通信指令システム（以下「Ⅱ型」という。）とする。なお、各装置については、将来において容易に拡張できる機能・構造をもち、自動出動指定装置、地図検索装置、音声合成装置など装置ごとに更新が可能なものであること。

5　法令の遵守

指令システムの製作及び設置に当たっては、以下の各法令及び諸規定を遵守すること。

（1）電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）及び電波法（昭和２５年法律第１３１号）に基づく諸規定並びに電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和４０年省令第６１号）

（2）製造物責任法（平成６年法律第８５号）

（3）その他本事業に係る関係法令諸規定等並びに本組合及び関係市町の定める条例・規則等

6　手続き

指令システムの受注者は、電気通信事業法･電波法等に定められた手続きに従い、許可又は認可を受けなければならない。なお、諸法令等の運用・適用・申請・届出・検査・承認等の手続きは、受注者の負担において行うこととし、以下に定める事項については特に留意すること。

（1）製作及び設置に必要な関係機関等に対する諸手続きは、受注者において迅速かつ的確に処理すること。なお、関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けた時は、遅延なくその旨を本組合に申し出て協議すること。

（2）総務省東北総合通信局（以下「通信局」という。）に対する諸手続きは、受注者において迅速かつ確実に処理すること。

（3）既存の消防及び救急のアナログ無線（１０２局）について、変更手続きが必要なことから受注者において迅速かつ的確に処理すること。

（4）個人情報保護マネジメントシステムを整備し、運用している事業者であることを証明すること。

7　検査

指令システムは、電気通信事業法・電波法等の関係法令に基づく検査に合格し、かつ本組合が行う各種検査に合格したものでなければならない。なお、以下の事項について遵守すること。

（1）監督員による検査（確認を含む）

① 受注者は、本事業着手までに監督員が行う検査計画書を監督員に提出し、承諾を受けなければならない。

② 監督員は、提出された検査計画書を承諾するにあたり、適宜指摘を行うことができる。

③ 受注者は、監督員からの指摘がある場合、当該指摘を十分に踏まえて検査計画書の補足、修正又は変更を行うものとし、補足、修正又は変更を経た検査計画書につき、改めて監督員の承諾を受けなければならない。

④ 検査計画書に定められる項目は、次のとおりとする。

ア　検査材料

イ　竣工検査

ウ　工場検査

エ　検査員が行う検査を受けるための前検査

⑤ 受注者は、各検査の結果が検査計画書に示す基準に達しなかったとき又はその他欠陥が発見されたときは、基準に達していない事項又は欠陥に関する事項を監督員に報告するものとし、基準に達していない事項又は欠陥に関する事項について、基準に達し欠陥が修復されるまで、補修及びその他必要な追加施工を自己の負担において行うものとする。

（2）検査員による検査

① 本組合は、本組合が検査を行う者として、検査員を定める。

② 検査員は、必要に応じて次の検査等を行うものとする。

ア　竣工検査

本事業が完了し、受注者から事業完了通知書の提出があったときに行うものであり、本事業の完成を確認するための検査。

イ　部分使用検査

本事業目的物の引渡し前に使用しようとするときに、当該部分を確認するための検査。

ウ　施工点検

適正かつ円滑な施工に資するために、必要に応じ施工現場を視察し、施工体制の確認などをするための点検。

③　前記の検査は、各通知を受けた日から１４日以内に受注者の立会いの上、要求水準書等に定めるところにより、本事業の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を通知する。

④　検査員が行う部分使用等において、既成部分の完成を確認した場合においても、本組合が当該既成部分の引渡しを受けるものと解してはならず、本事業の全部の引渡しが完了するまでの保管は全て受注者の責任とする。

⑤　検査員は、竣工検査、部分使用検査及び施工点検のほかに、本事業の適正な履行を確保するために必要であれば、本事業の施工の中途においても随時検査を行うことができる。

８　提出書類

指令システムの受注者が契約又は納入に際して本組合に提出する資料は、次のとおりとする。なお、詳細については監督員の指示によること。

（１）契約締結時の提出書類

①　契約書（案）に基づく提出書類　　２部（受注者控え分の１部を含む）

②　その他本組合が必要とする書類

（２）設計完了までの提出書類

①　本事業全体の事業計画書　　２部（受注者控え分の１部を含む）
（指令システムの設計及び本装置等の製作・設置、その他要求水準書等に定める事項を満足するもの）

②　設計図書　　２部（見開きＡ１版製本）
２部（見開きＡ３版製本）
１枚（電子ファイルＰＤＦ形式）

③　設計の根拠資料　　２部

④　契約金額内訳書　　２部（受注者控え分の１部を含む）
（単価の設定根拠資料を含む）

⑤　要求水準書及び提案内容を満足していることが確認できる資料　　２部

⑥　打合せ記録簿　　２部（受注者控え分の１部を含む）

⑦　協議及び承諾に関する書類　　２部（受注者控え分の１部を含む）

⑧　その他本組合が必要とする書類

（３）施工完了までの提出書類

①　施工計画書　　２部（受注者控え分の１部を含む）
施工体制表、工程表、施工要領、材料・仕様、品質管理、安全管理、写真記録、検査・試験計画等を記載したもの。

②　打合せ記録簿　　２部（受注者控え分の１部を含む）

③　協議及び承諾に関する書類　　２部（受注者控え分の１部を含む）

④　各種検査願　　２部（受注者控え分の１部を含む）

⑤　業務進捗状況報告書　　２部（受注者控え分の１部を含む）

⑥　機器操作マニュアル　　２５０部及び電子データ１０枚（電子ファイルＰＤＦ形式）

⑦　その他本組合が必要とする書類

（４）施工完了後の提出書類

① 本事業全体の施工竣工図（指令システムの設計図書、本装置等の設置及び配線等に関する図書）
２部（見開きＡ１版製本）
２部（見開きＡ３版製本）
２枚（電子ファイルＰＤＦ形式）

② 各署所の施工竣工図（各署所の本装置等の設置及び配線等に関する図書）
８部（見開きＡ３版製本）

③ 検査及び試験成績書　２部

④ 品質管理記録　２部

⑤ 施工記録写真　２部

⑥ 保証書及び機器台帳　１式

⑦ 取扱説明書　１式

⑧ 通信局申請書控　２部

⑨ パンフレット　７，０００部及び説明用ＤＶＤ２枚

⑩ その他本組合が必要とする書類

9　特許及び実用新案

（1）受注者は、要求水準書及び技術提案書に基づき製作し、設置する装置・機器据付及びソフトウェアに関する第三者の有する特許法・実用新案若しくは意匠法上の権利及び技術上の知識を侵害することの無いよう必要な措置を講じ、また、全責任を持つものとする。

（2）指令システムに入力したデータについては、当該所有権及び使用権は本組合に帰属するものとする。ただし、購入著作物・版権物に対して本組合の承諾を得たものについては除くものとする。

10　運用指導、教育指導

受注者は、平成２４年４月１日からの本事業の円滑な運営を図るため、運用教育及び訓練の支援を本組合が必要とする一定期間、本組合の職員に対して責任を持って指令システムの取扱い及び運用の訓練指導を行うものとする。

（1）研修概要

研修は、運用開始前から実施するものとする。

（2）研修体制

運用開始前約２ヶ月は、受注者で日程調整し研修要員を派遣すること。

（3）研修用教材として、機器操作マニュアルを納入すること。

（4）当該訓練等に係る必要な経費は、全て受注者の負担とする。

11　性能保証

竣工検査合格後に指令システムの引渡しを受けるものとし、性能試験及び引き渡し以降の保証内容及び保証条件は下記のとおりとする。

（1）性能試験

① 性能試験条件

性能試験は次の条件で行うものとする。

ア　性能試験における通信テスト等を実施する際に通信回線の接続及びテストデータ等を用いる場合は、関係機関との連絡調整を充分に行うとともに、関係市町の消防業務に支障を生じさせないよう細心の注意を払うこと。

イ　性能試験時における本装置等の始動、停止などの操作はできるだけ本組合が実施するが、機器調整、データの移行及び調整、記録、その他の事項については監督員の立会いのうえ受注者が実施すること。

② 性能試験方法

ア　性能試験を行うに当たり、受注者は試験項目及び試験条件に基づいて試験の内容、回数、試運転計画

等を明記した性能試験要領書を作成し、監督員の承諾を受けること。

イ　性能保証事項に関する性能試験方法（測定方法、試験方法、検証方法等）は、それぞれの項目毎に関係法令及び規格などに準拠して行うこと。ただし、該当する試験方法がない場合は、最も適切な試験方法を監督員に提出し承諾を得て実施すること。

③　性能試験の費用

性能試験に係るすべての費用は受注者の負担とする。

（2）保証期間

保証期間は、引渡し後４年間とする。ただし、保証期間中に要求水準書等に示す性能・機能を満たすことが出来ない事態が生じたときには、受注者の責任において速やかに改善すること。当該事態が改善され、本組合の承諾が得られたときから起算して、その後４年間まで保証期間を延長するものとする。

（3）性能保証事項

本事業全体としての性能保証については下記のとおりとするが、個別施工毎に性能を確認する必要がある本装置等については、当該施工完了後計画的かつ速やかに実施しなければならない。なお、事前にその対象と性能確認方法について、監督員の承諾をうけるものとする。

①　処理能力

計画・設計した指令システムが関係市町の消防業務を遂行するに必要な処理能力を有すること。

②　緊急作動試験

非常停電、機器故障など指令システムの運転時に想定される重大事故について、緊急作動試験を行い、指令システムの機能の復帰と安全を確認すること。

③　処理機能の確保

指令システム・通信回線・本装置等の性能・稼動状況について調査し、設計時の処理機能の確保を確認すること。このため、各種処理における情報処理量・負荷・トラフィック等について適宜試験しなければならない。

④　入力データ

関係市町の消防業務を遂行するに必要な各種データを入力し、各種処理において必要な能力及び機能を発揮しなければならない。

12　経費分担

（1）本事業に係る検査及び試験の手続きは受注者において行い、これらに要する経費は全て受注者の負担とする。

（2）試運転期間における指令システムの試運転開始後、本事業竣工後の引渡しまでの運転経費の分担は下記による。

①　本組合負担：関係市町データの吸い上げ、本組合側運転担当者の人件費

②　受注者負担：関係市町データの入力及び加工、電気代、回線使用料、処理に必要な全ての消耗品等

（3）運転指導員及び受注者の運転のための人件費は受注者の負担とする。

（4）官公庁に対する許認可申請等に係る経費の分担は下記による。

①　本組合負担：許認可申請手数料

②　受注者負担：許認可申請書類等の作成及びその手続き代行に係る経費

（5）本事業に係る施工着手から竣工までに必要な上記以外のすべての経費は、受注者の負担とする。

（6）引渡し後の保証期間内における定期点検（１回／年、計４回）を含むかし検査に係る経費は、受注者の負担とする。

13　かし担保

（1）共通事項

①　かし担保期間中に生じたかしに起因する欠陥、破損及び故障等は、受注者の負担にて速やかに補修、改造若しくは取替えを行わなければならない。ただし、本組合の誤操作、天災などの不測の事故に起因する

場合は、この限りでない。

② 指令システムにかしがある時は、本組合は受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

③ かし担保期間満了前に、受注者は本組合立会の上、総合的な点検を実施すること。

（2）設計のかし担保

受注者は、指令システムの設計を行い、引渡し後１０年間において、かかる設計のかしについてすべての責任を負うこととし、設計図書について、本組合がこれらを承諾したことをもって受注者の設計のかしにかかる責任の全部又は一部を回避し得ないものとする。ただし、本組合の提供したデータ及び情報等に誤りがある場合、又は本組合の具体的指示に基づく設計の部分についてはこの限りでない。なお、かし判定に要する経費は受注者の負担とする。

（3）施工のかし担保

施工のかし担保期間は、引渡し後４年間とする。なお、かし判定基準については、正式引渡し前に協議のうえ、かし判定基準書を作成すること。

14 保守業務

本事業の保証期間に含む保守業務は以下のとおりとする。

（1）システム障害対応保守

① 指令システムが正常かつ円滑に稼働出来るよう、重要部品などの確保をすること。

② ２４時間オンコール可能な保守体制をとること。

③ 障害のコールがあった場合は迅速に現場へ駆けつけ対応すること。

④ リモートメンテナンスができること。尚、リモートメンテナンスに必要なモデムなどのネットワーク構成機器については、受注者が準備すること。

⑤ 休日、夜間等の緊急障害発生時体制を含んだ保守体制表を提出すること。

⑥ 年末、年始等の長期休暇の際は、連絡体制表をその都度、提出すること。

（2）定期保守点検

欠陥、破損、故障時等はその都度対応しなければならないが、これとは別に、保証期間における指令システム全体についての定期点検（１回／年、計４回）を概ね年度末に実施するものとする。定期点検実施の際には事前に検査要領書を作成し監督員の承諾を受けるとともに、その結果を報告すること。

（3）予備品及び消耗品

保証期間の４年の間に必要な予備品及び消耗品については全て受注者の負担とする。

（4）データの更新等

① 自動出動指定装置、地図等検索装置、支援情報系システム等のデータは、容易に各装置のデータがメンテナンスできるようにすること。

② 指令システムで使用する住宅地図及び道路地図の版権費用及び使用許可申請費用は全て受注者の負担とする。なお、指令システムに係わるソフトウェア、データ及び地図データのバージョンアップ、セットアップについては、保証期間の４年間は受注者の責任において行うこと。

③ 本組合からデータの更新及び修正等の要請があった場合は迅速に対応すること。

④ 第６章技術提案事項に定める内容は、受注者の責任において行うこと。

15 疑義

この要求水準書に記載の無い事項又は疑義が生じた事項については、本組合と受注者が協議のうえ、決定するものとする。

第２章　共通指定事項

１　指令システムの基本事項

指令システムを構成する本装置等は本事業の目的から耐久性と高信頼性を有するものとし、特に次の事項を満足するものとする。

（１）本装置等は、コンパクト化・低消費電力化・低騒音化が図られたものとし、連続稼働に耐えうるものであること。

（２）指令システムの導入にあたっては、原則として最新の自社製機器及び装置とすること。但し、オペレーティングシステム（ＯＳ）にあっては、供給先の保証を得られるものであること。

（３）物品納入及び機器据付を実施するにあたり、地震等の災害を考慮し、機器据付・取付等については充分な措置が施されていること。

（４）取り扱い上、特に注意を要する箇所及び危険な場所には、その旨を表示すること。

（５）導入する指令システムは、将来の機能拡充に備えたもので、拡充時に容易に対応できるものであること。なお、最先端の技術を駆使した設計のもので、将来の技術革新に準拠した機能向上に対応できる構造であること。

（６）本装置等は、保守点検が容易に行える構造のものであること。

（７）ＩＰ電話各事業者の音声通話１１９番回線を指令台に接続すること。

（８）指令台、指令制御装置、非常用指令設備は、それぞれＩＳＤＮ方式の１１９番回線に対応できること。

（９）ＩＳＤＮ回線等のブロードバンド回線、携帯電話、ＩＰ電話及び無線のデジタル化に対応したシステム設計であること。

(10) 指令システムはＧＰＳ時刻時計装置又は電波時計を具備し、システム統一時刻を採用すること。

２　回線接続に関する事項

（１）専用線等

本事業に係る専用線等を新設する場合の全ての費用は、受注者の負担とする。なお、本事業履行期間内（本組合の竣工検査合格後の引渡しまでの間及び研修期間を含む）における回線使用料は、受注者において負担するものとする。

（２）既設回線の変更、増設等

本事業に伴い、既設回線を増設及び変更するものとする。なお、既設回線の内、使用しない回線については休止手続きを行うものとし、詳細については、別途協議の上決定する。

第３章　施設の概要

1　施設の機器構成

機器構成及び数量は、次表のとおりとする。

【第１表】

項	装 置 名 称	数 量	備 考
1	指令装置		
	(1) 指令台		
	ア 指令台	3 式	３画面構成（自動出動、地図等検索、支援情報）
	(2) 自動出動指定装置		
	ア 制御処理装置	1 式	
	イ ディスプレイ	3 台	３画面構成対応（２１インチ以上液晶ディスプレイ）
	ウ データメンテナンス装置	1 式	
	(3) 地図等検索装置		
	ア 地図等検索装置	1 式	地図検索ソフト含む
	イ 地図用ディスプレイ	3 台	３画面構成対応（２１インチ以上液晶ディスプレイ）
	(4) 長時間録音装置	1 式	多チャンネル型
	(5) 非常用指令設備	1 式	
	(6) 指令制御装置	1 式	二重化、携帯電話・IP電話受信転送装置
	(7) プリンタ	1 式	Ａ３対応
	(8) カラープリンタ	1 式	〃
	(9) スキャナー	1 式	〃
	(10) 署所端末装置		
	ア 署所端末装置	8 式	無線バックアップ機能付き
	イ 無線受令装置	7 式	
2	指揮台	1 式	１１９番受付指令機能有、２１インチ以上液晶ディスプレイ（３画面構成が３台）
3	表示盤		
	(1) 表示盤		
	ア 車両運用表示盤	1 式	ＬＥＤ固定表示方式、５０車両以上
	イ 支援情報表示盤	1 式	ＬＥＤ固定表示方式
	ウ 多目的情報表示装置	1 式	７０インチ以上のディスプレイ方式、制御装置・操作部含む
	エ 災害件数表示盤	3 台	屋外用３台
	オ 情報収集表示装置	2 台	ＴＶ装置５０インチ以上１台、３２インチ以上１台
4	無線統制機能装置	1 式	９波以上
5	指令電送装置		
	ア 指令情報送信装置	1 式	ネットワーク機器含む（ＶｏＩＰ対応）
	イ 指令情報出力装置	8 式	ＰＣ及びプリンタ

項	装 置 名 称	数 量	備 考
6	気象情報収集装置	1 式	
7	災害状況等自動案内装置	1 式	４回線以上
8	順次指令装置	1 式	５回線以上
9	音声合成装置	1 式	
10	出動車両運用管理装置		
	(1) 管理装置	1 式	自動出動指定装置と連動
	(2) 車両運用端末装置（Ⅲ型）	31 台	
	(3) 車外設定端末装置（Ⅲ型）	48 台	
	(4) 車両運用端末装置（Ⅱ型）	8 台	
11	システム監視装置	1 式	
12	電源設備		
	(1) 無停電電源装置（本部用　AC100V系）	1 式	非発切替までの能力を有すること
	(2) 無停電電源装置（署所用　AC100V系）	7 式	〃
	(3) 直流電源装置（本部用　DC48V系）	1 式	
	(4) 直流電源装置（本部用　DC12V系）	1 式	
	(5) 非常用発動発電機 （指令室・署所端末用）	8 式	発動方法は自動及び手動の切替ができること
13	統合型発信地表示システム	1 式	指令との連動型
14	多目的ディスプレイ	3台	３画面構成対応（２１インチ以上液晶ディスプレイ）
15	１１９番受信ＦＡＸ	1 台	
16	メール１１９番受信装置	1 式	
17	非常用補助電話機	4 式	
18	メール指令装置	1 式	
19	現場映像情報収集装置（電送無）	4 台	
20	駆け込み通報設備	8 式	通話機能、署屋内通報ベル付
21	署内放送設備		
	署内放送用アンプ	8 台	
	署内放送用スピーカー及び配線	89 台	
22	備品関係	1 式	指令台用椅子、ＯＡボード、収納ラック等
23	既存設備関係		
	災害件数表示盤	4 台	署所にある既存災害件数表示盤を指令システムに接続する
	無線関係		
	消防アナログ無線機周波数変更	5 式	既存消防アナログ無線機５台の変更
	救急車両無線装置	1 台	
	監視カメラ設備		
	監視カメラ	1 式	署所にある既存監視カメラ２台を指令システムに接続する

2　使用条件

施設（室内）の使用条件は、次によるものとする

（1）周囲温度（室内）　５～３５℃

（2）周囲湿度（室内）　２０～８０％

（3）連続動作　　連続使用が可能であること。

3　使用部品規格

（1）日本工業規格（ＪＩＳ）

（2）日本電気工業会標準規格（ＪEM）

（3）日本電気規格調査会標準規格（ＪＥＣ）

（4）通信機用部品は、ＪＩＳ若しくはＮＴＴの仕様品、又はそれ以上の性能を有する部品であること。

4　電気的規格

各装置の電気的規格は、次によるものとする。

（1）制御方式

電子制御方式

（2）有線接続等の条件

①　ダイヤル方式

回転ダイヤル式（１０ＰＰＳ、２０ＰＰＳ）又は押しボタンダイヤル式

②　線路条件

次の値を基準とするが、設置地域の電話局の条件を考慮したものであること。

ア　指令回線ライン抵抗

３、０００Ω以下（ループ抵抗）

イ　１１９番回線

直流式：３、０００Ω以下（ループ抵抗）

交流式：１、０００Ω以下（ループ抵抗）

ＩＳＤＮ回線

なお、局線、内線及び専用回線条件については、（財）電気通信端末機器審査協会の定める技術基準によるものとする。

③　絶縁抵抗及び絶縁耐圧

電気設備の技術基準による。

④　接地抵抗

電気設備の技術基準による。

第４章　各装置別仕様

指令システムは、本装置等で構成されるもので、次の機能及び構造等を備えるものであること。

1　指令装置

本指令装置は消防・救急受付指令業務を行う指令台についての仕様を定めたもので以下の機能・構造を備えるものであること。

輻輳時、指令員が最大６名以上通報受付や出動指令等の処理を行える機能を有すること。また、指令台３台と指揮台１台を連携させ次の切り替えが行えること。

(例)

平常時　　：　１名で３画面（左より多目的、自動、地図）×４席運用で想定した場合

指令台１	指令台２
画面１　画面２　画面３ 多目的　自動　地図	画面４　画面５　画面６ 多目的　自動　地図
指令員１	指令員２

指令台３	指揮台
画面７　画面８　画面９ 多目的　自動　地図	画面 10　画面 11　画面 12 多目的　自動　地図
指令員３	指令員４

※多目的は、指令台取り扱い事案に対する各種支援情報など各種データを任意に表示し、活用することができること。

輻輳時　　：　１名で２画面（左より自動、地図）　　×６席運用で想定した場合

指令台１	指令台２	指令台３
画面１　画面２ 自動　地図	画面３　画面４ 自動　地図	画面５　画面６ 自動　地図
指令員１	指令員２	指令員３

指令台４	指令台５	指揮台
画面７　画面８ 自動　地図	画面９　画面 10 自動　地図	画面 11　画面 12 自動　地図
指令員４	指令員５	指令員６

（1）通信機能

①　１１９番回線

ア　１１９番通報の着信は、可視及び可聴により受付を行うとともに、操作により保留、再呼、切断及び転送ができ、その状態を可視にて確認ができ、回線毎に表示できること。

イ　１１９番回線の直流式及び交流式ならびにＩＳＤＮ方式のいずれの方法にも適合するとともに、受付回数が自動的に計数表示できること。

ウ　１１９番回線にＦＡＸ通報が入った場合は、指定のＦＡＸに接続しＦＡＸ受信ができる機能を有する

こと。

エ　携帯電話・ＩＰ電話等からの１１９番通報を災害地点の管轄消防本部へ転送ができること。
また、管轄本部は転送を受信できること。

オ　受付した受付時刻、電話番号を表示できること。

カ　通話中、受話レベルが低い時、受話音を増幅できること。

キ　保留中の１１９番回線個数を表示すること。

ク　保留再接続は、１１９番優先再接続等の状況に応じた操作が行えること。

ケ　１１９番通報を状況に応じて各種回線へ転送できること。

② 指令回線

ア　次の４種類の指令ができること。
一斉指令、群別指令、部別指令、個別指令
「個別指令」を除くすべての指令は、除外機能を有すること。

イ　次の予告指令音の鳴動が、音声合成等によりできること。
ａ 火災音　　ｂ 救急音　　ｃ 警戒音　　ｄ 救助音　　ｅ 待機音　ｆ チャイム音等

ウ　指令中の回線において、受令電話機又は署所端末装置より指令台に対して緊急通報ができること。

エ　指令台の各席より、重複しない署所に対し、同時に音声合成等による指令ができること。

オ　指令台で、次に掲げる指令回線の状態が可視にて確認できること。
ａ 回線話中　　ｂ 呼出中　　ｃ 応答　　ｄ 確受　　ｅ 緊急通報　ｆ 端末発呼（指令専用回線）

カ　指令回線は、ＶｏＩＰ回線に対応できること。

③ 局線

ア　発信、着信及び保留が行えること。

イ　着信は、可視及び可聴により受付ができること。

ウ　リダイヤル機能を有すること。

④ 専用線

ア　指令台に収容した特定の救急病院及び電気、ガス、水道等の関係諸機関と通報の送受ができること。

イ　受付した回線は、保留及び保留再接続ができること。

⑤ 病院呼出

指定病院の呼出は簡便な操作により、迅速にできること。

⑥ 車両表示

別置車両運用表示盤に対して指令台及び署所端末装置車両設定部からの操作により、次の表示ができること。

ア 出動中　　イ 署外活動中　　ウ 待機中　　エ 整備中

⑦ 無線機制御

単信方式あるいは複信方式の切り替えが容易にできるように配慮されていること。

⑧ 有無線接続

無線と有線を接続し、移動局と指定病院とが単信方式又は複信方式により交信ができること。

⑨ １１０番及び１１９番転送受付

指令台に転送された１１０番及び１１９番通報者に対し、接続通話、保留、再呼及び切断ができること。

⑩ 携帯電話転送

管轄内通報直接受信方式として受信できること。なお、管轄外通報であった場合は、管轄消防本部に通話転送できること。

⑪ 録音

扱者の各種通話内容は、自動又は手動操作により録音、再生ができること。

ア　時刻付き録音、再生機能
通話内容の録音時に、同時に時刻を録音でき、日時などの指定による再生ができること。

イ　メモ録音、再生機能

指令台各席で直近事案のメモ録音の再生ができること。

⑫ 放送

指令台より庁内放送ができること。

⑬ 内線連絡

ア　発信、着信及び保留ができること。

イ　構内交換機と内線接続でき、受付内容の転送、交換機側から転送受付ができること。

⑭ 非常受付

装置障害時においても、非常用指令設備により、接続通話ができること。

⑮ 警報表示

装置障害時、可視及び可聴の信号で表示ができること。

⑯ 他台連絡

指令台間、及び指令台と指揮台との相互通話ができること。

⑰ 指揮台の接続

別途定める指揮台との接続が行えること。

⑱ 署所端末装置

ア　本装置は消防署、消防出張所等に設置し、指令装置からの災害出動音声指令の受令及び車両運用状況について設定入力ができること。

イ　受令機能は、トーン指令、電話機指令、放送指令のいずれも自動的に受令できること。

ウ　本装置は次の各部により構成されていること。

a 端末制御部　　b 受令電話機部　　c 車両設定部　　d 増幅部　　e 電源部

（2）回線及び回路構成

① 回線構成は次に掲げる回線種別で構成され、回線収容容量は将来の拡張にも対応できること。また、容量は記載以上とし、実装については契約後協議する。

項	回線種別	容量	実装	備考
1	１１９番回線	１７	８	
2	携帯１１９番回線	８	４	
3	携帯１１９番転送及び転送受付回線	８	４	
4	専用線	２０	１０	
5	局線	８	４	
6	無線回線	１２	７	
7	１１０番転送回線	２	０	
8	内線	６	３	
9	庁内放送回線	８	４	
10	指令回線	１６	８	
11	住民案内加入回線	８	４	

② 回路構成は次に掲げる回路種別で構成される。また、容量は記載以上とする。

項	回路種別	容量	実装	備考
1	関係機関呼出回路	２００		
2	医療機関呼出回路	２００		

（3）情報処理機能

① 自動出動指定装置

本装置はシステムの自動化機能を制御するものであり、指令装置、指揮台、表示盤、地図検索装置、出動車両運用管理装置等が接続できること。

ア　１１９番通報の受付を行うことで、災害事案処理を開始でき、指令装置と連動してエリア地図等災害地点決定のための情報を指令台及び指揮台のディスプレイに表示できること。また、１１９番通報以外

で災害発生が通報された場合の災害事案処理を開始できること。

イ　災害発生場所（地点）の決定を住所の町丁名、目標、電話番号、世帯主名、地図等検索装置からの災害地点情報逆送信等の入力によりできること。

ウ　災害出動隊の編成

a　出動隊の編成処理

災害地点及び災害種別の決定に基づいて、それに対応する出動計画に基づいた出動隊の編成ができるほか、特命隊編成もできること。

b　出動隊確認処理

出動済及び出動予定の隊を表示出力できること。

エ　出動指令

出動場所（目標物）、災害地点付近情報、水利情報等を記載した出動指令書が署所に自動電送できること。

オ　支援情報検索処理

次の支援情報検索機能を有すること。

a　関係機関情報検索

災害発生時に対応して連絡する必要のある関係機関先名及び連絡先電話番号を一覧表示できること。

b　資機材情報検索

災害に対応した警防資機材を保有する署所及び車両を検索し、一覧表示できること。

c　病院情報検索

診療可否、空床状況、科目等の病院情報設定入力及び検索機能を有し、一覧表示できること。

なお、病院情報は次の事項とする。

（a）病院名　（b）連絡先　（c）所在地　（d）診療科目　（e）診療可否

（f）空床状況　（g）手術可否　（h）情報入力時刻

d　対象物検索

災害地点付近の要注意対象物（危険物施設、高圧ガス施設等）及び主要対象物（所在地、種別、構造等）の情報を検索し、一覧表示できること。

e　指令記録

当該事案における指令台の操作及び運用に関する情報を印字記録できること。

カ　車両情報管理

署所端末装置で設定入力された車両運用状況を基に車両情報を管理できること。

キ　住民案内

a　住民案内（災害案内、経過案内、終了案内、平常案内）は音声合成装置と連携対応が可能なこととし、各案内については自動、手動の切替ができること。

また、関係市町の既設電話番号を継続使用すること。なお、１回線あたりの同時対応の件数は契約後に協議する。

b　災害発生時案内は災害種別（区分）毎に実施の有無を設定可能なこと。

c　事案終了一定時間経過後、災害案内は自動的に平常時文言に切り替わること。

d　災害案内は事案毎に案内対象外・誤報案内への切り替えが行えること。

e　災害輻輳時には、複数事案の詳細案内ができること。

f　平常時（固定文言）案内は、スケジュール設定機能にて、あらかじめ案内を開始する日付、時刻を登録することができ、その時刻になると自動的に案内を開始することが可能であること。なお、案内を開始する日付の設定ができること。

g　平常時の案内については、固定内容だけでなく、日付の指定ができること。

h　対象回線に対しての着信件数の統計が取れ、時間毎の集計、表示、出力ができること。

ク　表示盤制御

次の３種の表示盤制御ができること。

a　車両設定

署所端末装置での車両運用状況を基に、表示盤への情報表示制御ができること。

b　支援情報表示制御

支援情報表示盤の各表示項目の設定入力ができ、表示盤への情報表示制御ができること。

c　多目的情報表示盤制御

多目的情報表示盤に表示する映像の選択、画面切り替え等の表示制御ができること。

ケ　統計処理

出動事案情報及び入力情報を基に統計処理ができること。

コ　操作訓練機能

指令台の操作訓練用として、１１９番通報受付から出動指令までの一連の運用訓練ができること。この場合出動指令がかからないよう配慮されていること。

サ　同報判定

事案開始時に、他の処理中事案と同様の可能性がある場合は、可視又は可聴にて喚起できること。

②　地図等検索装置

本装置は災害発生場所の地図等の検索が容易にかつ迅速にできるようにするものであり、自動出動指定装置に接続できること。

ア　地図等検索装置の人力操作で表示部に地図等の表示ができること。

イ　地図等の表示は容易に拡大ができ、かつ連続的に移動表示ができること。

ウ　自動出動指定装置と接続でき、自動出動指定装置からの制御により地図等の表示ができること。

エ　自動出動指定装置での災害地点検索後、確定した災害地点が真の災害地点と相違した場合は、本装置で指定し、自動出動指定装置に逆転送し災害地点を再確定できること。

オ　多種類の地図を管理でき同一地点を中心としてそれらの地図を切り替え表示できること。

カ　地図画面上で、距離や面積を測れる計測機能があること。

キ　住宅地図等のほかに建物地図や資機材等の支援図面が登録できること。

（4）構造概要

構造機器の構造は次によること。なお、耐震性について十分配慮したものであること。また、指令システムは、通信系・コンピュータ系のシステムで構成されるが、一部のサブシステムの障害により全システムの障害へと波及しないよう設計されたものであること。

①　指令台

装置に使用する指令台は、堅牢で扱い易い全面フラットな操作面を有するものとし、扱者の操作及び監視が、迅速にできるよう整然と配置され、かつ、機動性を重視して操作部を自由に配置できるよう考慮されたものとし、さらに、将来の拡充にも応じられるよう配慮されているものであること。また、操作は通常１名でできるものとし、必要に応じて、同時に２名以上が相互に影響なく操作できること。

②　自動出動指定装置

装置架に収容又は指令台組み込みとすること。また、コンピュータ障害時においても部隊運用に必要な車両動態管理は指令台通信操作部において行えるものとすること。

ア　制御処理装置

イ　表示装置

ウ　データメンテナンス装置

③　地図等検索装置

装置架に収容又は指令台組み込みとすること。

ア　地図用検索装置

イ　使用地図

④　データ出力装置等

ア　モノクロプリンター

イ　カラープリンター

ウ　スキャナー

⑤　指令制御装置

指令台の各操作機能を果たすために必要な指令制御装置は、信頼性を重視した二重化構成とし、装置架又は指令台内に収容されているものとする。また、将来の回線増についても応じられるよう配慮されていることとし、保守点検が容易で、かつ、防塵のための配慮がされていること。

⑥　非常用指令設備

据え置き型又は卓上型とすること。指令制御装置の障害時にバックアップとして、１１９番受付や指令操作ができること。

⑦　長時間録音装置

装置架に収容又は卓上型とすること。本装置は１１９番通報、音声指令、無線交信等指令台等で取り扱う全ての通話内容を時刻信号と共に自動及び手動制御で録音できるものであること。

⑧　１１９番ＦＡＸ

据え置き型又は卓上型とすること。

⑨　配線架

壁掛け型又は自立型とし、外線に対し避雷器弾器及び試験弾器が搭載できること。

2　指揮台

指揮台は、指令台と併設して指令台の機能を包含し、さらに指揮統制を行うための以下に示す機能・構造を備えたものであること。

（1）機能

①　モニター機能

指令台業務の運用状況を監視するため、指令台の音声及び自動出動指令装置のディスプレイ画面のモニターがいずれもできること。また、多目的ディスプレイを含むもの。

②　割り込み機能

指令台で取扱中の回線モニター中、必要に応じ指揮台から割り込み、通報者若しくは相手方に対する応答又は指令台係員に対する指示等ができること。

（2）構造概要

構造は指令台と併設するため、指令台と同様な構造条件を満たすこと。

3　表示盤

本装置は、Ⅱ型において消防・救急受付指令業務で必要な気象観測情報、気象通報及び車両運用状況等を表示するものであること。

（1）車両運用表示盤

①　車両数

５０車両以上

②　表示内容

４状態（出動中、署外活動中、待機中、整備中）の車両運用状況が表示できること。

（2）支援情報表示盤

本表示盤は、消防・救急受付指令業務で必要な気象観測情報、気象通報等を表示するためのものである。

①　表示内容

年月日、曜日、時刻

災害受付件数（１１９番通報受付件数、火災件数、救急件数等）

気象観測情報（風向、風速、温度、湿度、雨量、気圧等）

気象通報（気象警報、気象注意報等）

（3）多目的情報表示装置

本装置は、多目的情報表示盤及び映像制御装置で構成され、消防救急業務に必要な各種支援情報を表示で

きること。

① 多目的情報表示盤

ア 機能

a 各種ディスプレイ装置（ＲＧＢ系）の画面表示ができること。

b 監視カメラ、ＴＶ、ビデオ等（ＮＴＳＣ系）の映像表示ができること。

c スクリーンサイズ ７０インチ以上

d 入力信号 ＮＴＳＣ／ＲＧＢ

イ 構造概要

自立型又は壁掛け型とすること。

② 映像制御装置

本装置は、多目的情報表示盤に対して、各種ＲＧＢ系ディスプレイ及びＮＴＳＣ系映像信号を制御し、任意の画面及び映像を出力できること。また、各種表示装置及び映像ソースの選択は、指令台等からできること。

（4）災害件数表示盤

本表示盤は、指令台の入力情報をもとに災害件数等を表示するもの。

（5）情報収集表示装置

各種映像を表示するもの。

4 無線統制台

本台は、消防機関の保有する消防業務用無線（市町村波、都道府県共通波及び全国共通波）全チャンネルを収容し、無線交信の統制ができること。

（1）機能

① 個別発着信

無線統制台に収容したチャンネル毎に個別に送受信機による発信、着信通話ができること。

② 選択発着信

無線統制台に設けたマイク又はプレストから任意のチャンネルを選択して発信､着信通話ができること。

③ 一斉発信

あらかじめグループ化したチャンネル群及び任意に選択したチャンネル群への一斉発信がマイク又はプレストからできること。

（2）構造概要

① 収容チャンネル数

９チャンネル以上

5 指令電送装置

本装置は、出動指令操作と連動して自動出動指定装置からの出動指令情報を署所・消防車両等へ電送するための装置であること。

（1）機能

① 出動指令情報の出力は日本語又は英数カナ文字等でできること。

② 署所の出力装置に対して同報が可能であること。

③ 個別署所に対する出動指令情報を群別及び個別に電送できること。

④ 指令書は文書指令の他、災害地点の地図付与ができること。

（2）構造概要

出力装置接続台数：８台以上の容量をもつこと

（3）接続回線

データ回線、自営回線等に接続できること。

6　気象情報収集装置

本装置は、各種の気象状況を自動観測し、表示及び記録ができること。

（1）構成

本装置は、次の機器等により構成されること。

① 処理装置

② プリンタ

③ データーロガー

④ 発信機（風向、風速、温度、湿度、雨量、気圧等）

⑤ 変換器

（2）仕様

① 測定範囲

ア　風向　　１６方位

イ　風速　　２～６０m／ｓ

ウ　温度　　－２０～＋５０℃

エ　湿度　　１０～１００％

オ　雨量　　０～１００mm

カ　気圧　　９４０～１０４０ｈＰａ

② 記録

記録はプリンタ等の方式とすること。

7　災害状況等案内装置

本装置は、加入電話による住民からの災害・病院の問い合わせに対して、災害状況の案内ができること。

（1）機器構成

録音・再生機、自動着信応答装置等により構成されるものであること。

8　順次指令装置

本装置は、災害発生時、非番職員、消防団員及び関係機関に順次呼出による招集指令ができること。なお、招集指令の方法は電話連絡及びメール送信による機能を有すること。

（1）指令内容

電話連絡は音声合成装置及び手動によって録音された指令内容、メール送信は扱者の入力文章及び予め登録した定型文章並びに自動出動指定装置と連携して送信依頼された指令内容とする。

（2）順次指令方法

予め登録されている指令先に電話連絡又はメール送信にて順次連絡を行い、指令先ごとに電話連絡又はメール送信による順次指令方法を設定できること。なお、回線以上の連絡先が指定された場合にも対応可能なものとし、各署（南陽、高畠、川西）に順次指令用の回線を設けることにより、同時に複数の順次指令を行うことができること。

（3）機能及び構造概要

① 指令内容を３０秒以上の任意の時間で録音及び送出並びに送信ができること。

② 災害地点、災害種別に応じて、指令及び招集対象者をグループ化できること。

③ 一般加入回線により選択したグループ内の指令先に指令内容を順次、自動的に伝達できること。

④ 指令先の応答状況を指令台のディスプレイ上で確認できること。

⑤ 指令先が無応答、話中の時は一定時間後自動的に再呼出できること。

⑥ 指令先毎に応答、無応答等の指令結果を記録できること。

⑦ 自動出動指令装置から出動指令時の災害各地情報に基づき、指令メッセージとして自動編集し、音声合成装置によって、自動的にメッセージ録音及び送出できること。

⑧ 指令先数は１５００以上の容量であること。

⑨　指令先をグループ化し、グループ数は１００群以上の容量であること。
⑩　本装置は、卓上型又はラック組み込み型であること。
⑪　指令先の情報及び指令内容に必要な定型文章の登録・変更・削除・印刷等ができること。
⑫　ファイアウォール等を導入する等、不正侵入等に対する万全なセキュリティ対策を講じること。
⑬　稼動状況データの蓄積・検索・閲覧等ができること。

9　音声合成装置

本装置は、災害通報の覚知情報を基に、災害種別・災害地点・出動車両等の情報を自動的に編集し、指令及び案内メッセージの音声合成ができること。

（1）機能及び構造概要

①　自動出動指定装置からの災害覚知情報を編集し、出動指令、順次指令及び災害案内等ができること。
②　自動出動指定装置、災害状況等案内装置及び順次指令装置と連動できること。

10　出動車両運用管理装置

本装置は、管理装置（親局装置）及び車両に設置する車両運用端末装置から構成され、車両端末装置から車両動態及び車両位置情報等を、無線回線等を介して、管理装置に電送し自動出動指定装置及び車両運用表示盤に反映するものである。

（1）管理装置

本装置のそれぞれの機能は次のとおりである。

①　Ⅱ型管理装置

本装置は、車両運用端末装置からの車両動態情報及び車両位置情報を受信し、車両動態の管理を把握してロケーション管理ができること。

ア　自動出動指定装置と連携し自動隊編成、出動指令に反映できること。
イ　指令台のディスプレイや車両運用表示盤等に車両動態を表示できること。
ウ　車両のロケーション管理を行い、指令台のディスプレイ等に表示できること。
エ　車両の位置情報を使用して、直近車両の自動隊編成ができること。

（2）車両運用端末装置

本装置のそれぞれの機能は次のとおりである。

①　Ⅱ型端末装置

ア　本装置は車両動態の設定及び設定した車両動態情報を管理装置に送信できること。また、設定車両動態等の状態が確認できること。
イ　車両の位置情報をＧＰＳ等から取得し、管理装置に送信できること。

②　Ⅲ型端末装置

ア　本装置は車両動態の設定及び設定した車両動態情報を管理装置に送信できること。また、設定車両動態等の状態が確認できること。
イ　車両の位置情報をＧＰＳ等から取得し、管理装置に送信できること。
ウ　道路地図、住宅地図等を搭載し、その地図表示及びナビゲーションが出来ること。
エ　管理装置から受信した出動指令情報等を表示できること。また、災害地点を地図上に表示できること。

（3）車外設定端末装置

消防車両用等の車外に取り付けられる動態設定端末であること。

①　車両の車外に取り付けられ、車外活動時に動態設定ができること。
②　特に防水対策を施した構造であること。

11　システム監視装置

本装置は、指令システムの運用状況を管理し、指令システムの現在の運用状況及び障害発生時において、指令員等に対する通知機能を有するものであること。

（1）機能及び構造概要

① 指令システムの主要機器の動作状況が監視できること。

② 検出した障害情報を障害監視装置等に表示するとともに、指令員等に通知できること。

③ 検出した障害情報を履歴管理し、ディスプレイ、プリンタ等に一覧表示できること。

12 電源設備

指令システムに必要となる電源設備は無停電電源装置（ＡＣ１００Ｖ系）、直流電源装置（ＤＣ１２Ｖ系）、直流電源装置（ＤＣ４８Ｖ系）、非常用発動発電機、非常用発動発電機（署所用）等であり、各装置の電源を一元的に管理し、安全性を十分配慮した構造及び配置とすること。

（1）機能及び構造概要

① 供給電源は、負荷側の最繁時消費電流を安全に供給できる容量であること。

② 供給電圧は、常に負荷側の動作電圧の変動許容範囲であること。

③ 停電時に給電の停止を避けるため、蓄電池等の容量は発動発電機の正常な運転の再開に必要な遅延時間以上、十分な時間を確保できること。

（2）無停電電源装置（消防本部用）

（3）無停電電源装置（署所用）

（4）直流電源装置（１２Ｖ系）

（5）直流電源装置（４８Ｖ系）

（6）非常用発動発電機（消防本部用）

（7）非常用発動発電機（署所用）

13 統合型発信地表示システム

本システムは、１１９番通報による災害地点等が不明時に、生命等に差し迫った危険がある場合で、通常の方法では直ちに発信場所が知ることができない時に限り、発信地照会要求機能を実行することにより、通報に使用された電話の設置場所、電話番号、契約者名、電話の種類等を瞬時にディスプレイに表示できること。

（1）機能

固定電話、携帯電話、ＩＰ電話等の発信位置情報表示共通仕様に対応した設計を考慮し、その対応ができること。

① 固定電話

② 携帯電話

③ ＩＰ電話

④ その他

（2）構造概要

① 位置情報受信装置

② ＩＰ－ＶＰＮ

（3）ＩＰ－ＶＰＮについて

接続するＩＰ－ＶＰＮ網については、「携帯電話・ＩＰ電話等からの１１９番通報に係る発信位置情報通知用ＩＰ－ＶＰＮについて（１１９番の在り方に関する研究懇談会　平成１８年１２月８日　事務連絡）」で推奨された２社によるそれぞれ１回線ずつの２回線で接続するものとする。

14 多目的ディスプレイ

本装置は、指令台及び指揮台に搭載し、自動出動指定装置・地図等検索装置と連携し、各種支援情報を表示するためのもので、自動出動指定装置と同様の機器を選定すること。

15 １１９番受信ＦＡＸ

１１９番回線にＦＡＸ通報が入った場合は、指令台より指定のＦＡＸに接続し、通報内容の出力を可能とす

ること。また、通常のＦＡＸ送受信機能も具備すること。

16　メール１１９番受信装置

本装置は、災害時要援護者等からのメールによる災害通報を受け付けるものである。メール着信時、警報音を鳴らすとともに表示灯で指令員へ着信を通知できる仕組みとすること。

17　非常用補助電話機

補助受付用電話機を４台設置すること。

18　現場映像情報収集装置

本装置は、災害現場の画像や音声情報を指令室の多目的情報表示装置に表示拡声できるものであること。

（1）画像装置

ア　デジタルビデオカメラ

機器構成は以下のとおりとする。

・デジタルビデオカメラ　　４台（接続ケーブル、充電器等含む。）
・予備用バッテリー　　４個以上
・キャリングバック　　４個
・カメラ用防水カバー　　４個

19　駆け込み通報設備

本装置は、本署及び署所の玄関前に設置し、住民の駆け込み通報時等に使用するもので、本部通信指令室と直通通話でき、また同時に音が鳴動する機能であること。

20　署内放送設備

消防本部及び各署所の庁舎内に放送している音声アンプ及びスピーカーを更新するもの。

なお、アンプ及びスピーカーの設置場所については、別添図面に示すとおり。

（設置台数）

項　　目	放送用アンプ		放送用スピーカー	
	１Ｆ部分	２Ｆ部分	１Ｆ部分	２Ｆ部分
消防本部、米沢消防署	－	1 台	13 台※	17 台※
東部分署	1 台	－	8 台	1 台
西部出張所	1 台	－	3 台	－
南部出張所	－	1 台	1 台	2 台
北部出張所	1 台	－	3 台	－
南陽消防署	1 台	－	10 台	9 台
高畠消防署	－	1 台	5 台	6 台
川西消防署	1 台	－	6 台	5 台
合　　計	8 台		89 台	

※　消防本部、米沢消防署の放送用スピーカーのうち指令センターに１Ｆ部分２台、２Ｆ部分４台を含む

21　備品関係

指令システム運用に必要な備品等について納入すること。なお、詳細は契約後に協議する。

22　既存設備関係

（1）災害情報表示盤

米沢市消防署に現在設置している災害情報表示盤を指令システムに接続すること。

・屋外　1台、屋内　3台

（2）無線関係

既存の消防アナログ無線機（5台）の周波数変更を行うこと。なお、既存の救急アナログ無線1台が周波数変更出来ないことから、受注者において新たに1台準備すること。

①　変更後の周波数

ア　受信：１４３．７６Ｍｈｚ

イ　送信：１４７．７６Ｍｈｚ

②　変更前の周波数

ア　南陽市消防署

ａ　受信：１４７．４０Ｍｈｚ

ｂ　送信：１４３．４０Ｍｈｚ

イ　高畠町消防署

ａ　受信：１４７．４０Ｍｈｚ

ｂ　送信：１４３．４０Ｍｈｚ

ウ　川西町消防署

ａ　受信：１４７．７４Ｍｈｚ

ｂ　送信：１４３．７４Ｍｈｚ

（3）監視カメラ設備

米沢市消防署に現在設置している監視カメラを指令システムに接続すること。

・玄関前　1台、車庫前　1台

第５章　機器据付等に関する事項

１　一般的事項

（１）各機器の据付調整は、ＮＴＴが定める技術基準並びに電波法、電気工作物規定等に準拠し施工すること。また、据付完了後は機器が完全な状態で稼働するよう綿密な調整を行い、本組合の検査に合格すること。

（２）使用するケーブル等の材料は、ＪＩＳ規格、ＮＴＴ仕様及び日本電線工業会規格に準ずるもの、又は同等以上のものを使用すること。

（３）各機器の据付は、強度の振動による誤動作等の発生防止と、地震その他による機器の移動、転倒を防止するため、床又は壁面に据付、地震等の振動により転倒及び移動しないように設置すること。

２　現場管理

（１）現場の安全衛生に関する管理は、受注者の管理技術者が責任者となり関係法令等に従って行うこと。

（２）管理技術者は、現場管理の実施に当たっては常に安全に留意し、事故及び災害の防止に努めると共に、作業員等の出入りの監督、火災の予防、盗難の防止、風紀及び衛生の取締り等について十分な注意を払わなければならない。なお、庁舎等の構内で作業する場合は、当該庁舎等の諸規定に従うこと。

（３）現場においては常に整理整頓を行い、危険箇所の点検を行い事故発生の防止に努めなければならない。

３　機器及び材料

（１）機器及び材料は、仮設用材料及び特に記載されたものを除き新品とする。

（２）調合を要する材料は、調合表を本組合に提出して承諾を受けること。ただし、軽易なものにあっては省略することができる。

（３）機器には、製造者名、製造年月、型式、型番等を明記した銘板を貼付すること。なお、機器について「管理番号」等の銘板を特に指示された場合は、貼付するものとする。

４　機器据付

（１）共通事項

①　機器等の据付は、本組合の承諾を得た設計図書に基づき行うこと。

②　マーキングは、ケーブルラック、ストラクチャ及び導線（電線、同軸線、導波管等）の貫通部分等の位置関係を考慮して正確に行うこと。

（２）施工方法について

床面及び架上部等の固定及びケーブル敷設等の機器据付については、事前に施工要領書を本組合に提出し承諾を得ること。なお、施工方法を選定するに当っては各種法令、基準等を遵守すること。

（３）移設について

現指令室に設置の装置設備を移設すること。

現用システムの業務停滞等の支障が生じないように行い、装置、建物等に損傷及び障害を与えないこと。なお、詳細は発注者の指示に従うこと。

（４）機器の据付及び設置する上で必要な付属部品、消耗部品等については、全て受注者の負担とする。

５　その他

（１）休日、夜間等における緊急障害発生時に対する連絡先及び担当者名を、本組合に届け出ること。

（２）緊急修理の要請を受けてから速やかに対処できるよう、保守体制の万全を期すること。

（３）本事業に係るソフトウェア、セットアップについては、受注者の責任において行うこと。

（４）既設設備から指令システムへの移行期に業務停滞等の支障が生じないよう、必要な措置を講ずること。

第６章　技術提案事項

本章に定める内容については、必ず技術提案書に記載してください。

1　実施工程及び実施体制

（1）実施工程

指令システムを設置する（仮称）置賜広域行政事務組合消防本部の建屋については、平成２３年１２月下旬の完成を見込んでおり、指令システムの設置については平成２４年１月以降となる。

このような状況を踏まえ、実施工程案を参考に詳細な実施工程を作成し、実施工程に関する問題点及び課題を抽出してそれらを解決する手法を記載すること。

※　平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災に伴い、指令システムを設置する建屋（米沢市消防本部梯子車車庫兼通信指令センター）の建設事業においても大幅な計画変更がある場合が想定されるため、契約後に履行期間及び実施工程並びに付随事項等について、別途協議する場合がある。

（実施工程案）

項目	平成23年度												平成24年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
（仮称）置賜広域行政事務組合消防本部建屋工事（実施主体：米沢市）													供用開始
・実施設計業務	←	―	―	→									
・建設工事					←	―	―	―	→				
高機能消防指令センター総合整備事業（実施主体：本組合）													
・本契約締結（5月下旬）		○											
・指令システム設計打合せ													
・指令システム設計													
・指令システム設備発注													
・指令システム据付													
・操作研修													
・システム移行													
・竣工検査、引渡し（3月下旬）												○	

（2）実施体制

本事業に係る問題点及び課題並びに特に重要と考えられる事項等（実施工程以外）について記載し、それらを解決するための担当チームの特徴及び組織体制（管理技術者、主任技術者）を記載し提出すること。

なお、各技術者において関係法令等で必要な資格が定められている場合は、当該資格を記載すること。

（例）

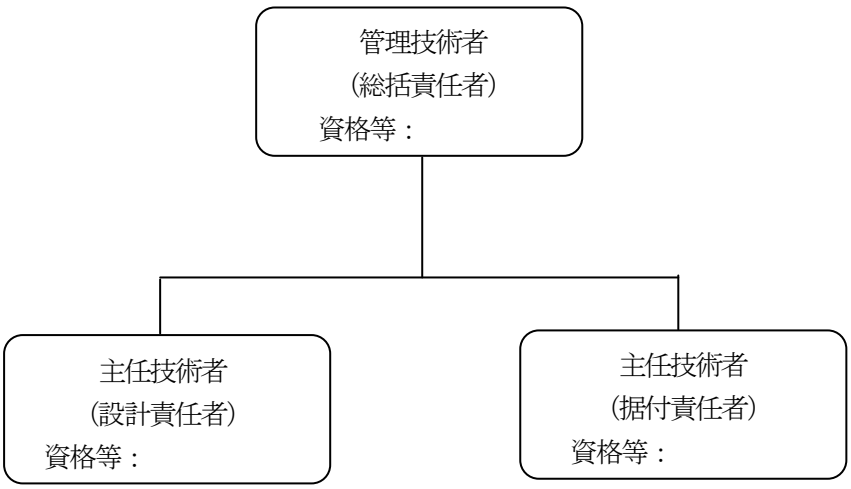

※　個人名を記載する必要はない

2　データの取扱い

（1）情報入力

平成２４年４月１日から指令システムを供用開始するには、要求水準書に定める各種機能を発揮しなければならず、必要情報を入力するにあたり本組合が提供する関係市町の保有情報は下表のとおりである。

なお、関係市町の各署所によって保有する情報内容が異なるため、活用が可能かどうかの判断及び活用する場合の入力方法の検討については受注者が行うものとする。また、本組合が必要とする各種情報については、受注者の責任において入力するものとする。

情報入力の具体的な方法を記載し、問題点及び課題を抽出してそれらを解決する手法を記載すること。

①　必要情報（受注者が入力する情報）

下記に掲げる情報は現時点で本組合が必要と想定している項目及び内容であり確定したものではない。なお、項目及び内容並びに入力方法等については、契約後に本組合と受注者において協議するものとする。

項　　目	内　　容
ア　出動場所	住所、電話番号、世帯主
イ　災害地点付近情報（目標物情報）	住所、電話番号、名称、用途
ウ　水利情報	住所、水利区、種別、名称、容量
エ　医療機関情報	住所、電話番号、名称、診療科
オ　その他情報	危険物施設（住所、電話番号、名称） 順次指令連絡先（住所、電話番号、名称） 地図情報、音片データ、家族構成等

②　各署所の保有情報（本組合が提供する情報）

署所名	保有情報	出力方法	地図情報
米沢市消防署	ア　住基情報（住所、電話番号、世帯主、家族構成） イ　災害地点付近情報（住所、名称、用途、電話番号） ウ　水利情報（住所、水利区、種別、名称、容量） エ　医療機関情報（住所、電話番号、名称、診療科） オ　その他情報（電話帳、順次指令連絡先、ガス取扱者） カ　音声合成データ（文言、テキストボックス） ※音声合成データは出力できない	媒　体（MO） 形　式（ＣＳＶ） ア～ウのみ	（住宅地図） ゼンリン地図 OS　：UNIX システム Re14.2 対象：米沢市、南陽市、高畠町、川西町 （道路地図） 対象：米沢市及び近隣市町
南陽市消防署	ア　住基情報（住所、電話番号、世帯主） イ　災害地点付近情報（住所、名称、目標物情報） ウ　水利情報（消火栓、貯水槽の表示）	媒　体（ＵＳＢ） 形　式（XML:Microsoft ACCESS）	（住宅地図） ゼンリン地図 OA-Light IVSA OS：WindowsXP 対象：南陽市 （道路地図） 対象：南陽市
高畠町消防署	ア　住基情報（住所、電話番号、世帯主） イ　水利情報（消火栓、防火水槽） ウ　その他情報（ＡＥＤ設置場所、米沢南陽道路キロポスト、踏切等）	媒　体（ＵＳＢ） 形　式（XML:Microsoft ACCESS）	（住宅地図） ゼンリン地図 OA-LightⅢSA OS：WindowsXP 対象：高畠町
川西町消防署	ア　住基情報（住所、電話番号、世帯主）	未定	－

（2）デジタル無線化への対応

現在のアナログ無線から、平成２８年５月までにデジタル無線に移行することから、将来他のメーカーにおいても対応可能とすること。

なお、その具体的な方法等について記載すること。

（3）情報漏洩防止及び情報データの取扱い

本事業の実施中、第三者による情報の改ざん及び漏洩等を防止するため、コンピュータウイルス・ハッカー等の不法侵入及び攻撃等に関するセキュリティ対策並びにネットワーク対策について記載すること。

なお、受注者に提供する関係市町のデータ等は、情報機密の観点（特に個人情報保護法）から、その内容を外部に漏らしてはならないことから、データの受け渡しから事業完了後までのデータの取扱いについて記載すること。

また、個人情報を取り扱うため、個人情報保護マネジメントシステムを整備し運用している事業者であることを証明するため、プライバシーマーク又はＩＳＯ２７００１（ＩSMS）の認定書を提出すること。

3　既設システムから指令システムへの切り替え

平成２４年4月１日の指令システム供用開始までは、１１９番通報の受付は既設システムと並行して稼働すること。

なお、本事業に起因する既存システムの障害、トラブルについては、受注者の責任において全て迅速に対応するものとし、その具体的な方法等について記載すること。

4　保守業務

保守業務は第１章１４に定めるとおり、システム障害対応保守、定期保守点検（1回／年、計4回）、予備品及び消耗品（4年間で必要なものすべて）及びデータの更新（ソフトのバージョンアップ含む）等とする。

なお、各項目に対する具体的保守等の内容について記載すること。

（1）システム障害対応保守

（2）定期保守点検

（3）予備品及び消耗品

（4）データの更新等

別紙１　指令システム機器リスト

機器名称	機器内容	主な仕様	
１　指令装置			
（１）指令台	３画面対応		
（２）自動出動指定装置			
①制御装置		ＣＰＵ メモリ 補助記憶装置 外部記憶装置 ＯＳ ディスプレイ ・画面解像度 ・表示色	
②表示装置	３画面対応２１インチ以上 液晶ディスプレイ	ＣＰＵ メモリ 補助記憶装置 外部記憶装置 ＯＳ 入力方式 ディスプレイ ・画面解像度	
③データメンテナンス装置		ＣＰＵ メモリ 補助記憶装置 外部記憶装置 ＯＳ 入力方式 ディスプレイ ・画面解像度	
（３）地図等検索装置			
①地図用検索装置	３画面対応２１インチ以上 液晶ディスプレイ	ＣＰＵ メモリ 補助記憶装置 外部記憶装置 ＯＳ 入力方式 ディスプレイ ・画面解像度 ・表示色	
②使用地図 ア　住宅地図	米沢市・南陽市・高畠町・川西町		
イ　道路地図	米沢市・南陽市・高畠町・川西町 及び隣接市町		

	（4）長時間録音装置			
		多チャンネル型		
	（5）非常用指令設備			
	（6）指令制御装置			
		２重化、携帯・ＩＰ電話受信転送装置		
	（7）データ出力装置等			
	①モノクロプリンタ	Ａ３対応	解像度	
	②カラープリンタ	Ａ３対応	解像度	
	③スキャナー	Ａ３対応	読取り解像度	
	（8）署所端末装置			
	①署所端末装置	自動バックアップ機能付き	ＣＰＵ メモリ 補助記憶装置 外部記憶装置 ＯＳ 入力方式 ディスプレイ ・画面解像度 ・表示色	
	②無線受令装置			
２　指揮台				
	（1）自動出動表示装置	３画面対応２１インチ以上 液晶ディスプレイ	ＣＰＵ メモリ 補助記憶装置 外部記憶装置 ＯＳ 入力方式 ディスプレイ ・画面解像度 ・表示色	
	（2）地図用検索表示装置	３画面対応２１インチ以上 液晶ディスプレイ	ＣＰＵ メモリ 補助記憶装置 外部記憶装置 ＯＳ 入力方式 ディスプレイ ・画面解像度 ・表示色	
３　表示盤				
	（1）車両運用表示盤	５０車両以上 ＬＥＤ固定表示方式		

	（2）支援情報表示盤	ＬＥＤ固定表示方式		
	（3）多目的情報表示盤	７０インチ以上のディスプレイ方式、制御装置、操作部含む	カラー方式 解像度 コントラスト 輝度 視野角 消費電力 水平周波数 垂直周波数	
	（4）災害件数表示盤	屋外用		
	（5）情報収集表示盤	ＴＶ装置５０インチ以上　１台、 ３２インチ以上　１台		
4　無線統制台				
		９波以上		
5　指令電送装置				
	（1）出力端末装置	ネットワーク機器含む ＶｏＩＰ対応	ＣＰＵ メモリ 補助記憶装置 外部記憶装置 ＯＳ 入力方式 ディスプレイ ・画面解像度 ・表示色	
	（2）情報出力装置	ＰＣ及びプリンタ	ＣＰＵ メモリ 補助記憶装置 外部記憶装置 ＯＳ 入力方式 ディスプレイ ・画面解像度 ・表示色 解像度	
6　気象情報収集装置				
7　災害状況等案内装置				
		４回線以上		
8　順次指令装置				
		５回線以上		
9　音声合成装置				

10　出動車両運用管理装置				
	（1）管理装置	自動出動指定装置と連動	伝送回路 伝送速度 登録車両数 動態情報数 電源電圧 ＣＰＵ メモリ ＯＳ	
	（2）車両運用端末装置			
	①Ⅱ型端末装置	ＧＰＳ機能含む	通信方法 動態情報数 電源電圧 モニター部 消費電流 ＣＰＵ メモリ ＯＳ 無線LAN機能	
	②Ⅲ型端末装置	ＧＰＳ機能含む ナビゲーションシステム含む	通信方法 動態情報数 電源電圧 モニター部 消費電流 ＣＰＵ メモリ ＯＳ 無線LAN機能	
	（3）地図表示機能 ①住宅地図 ②道路地図	 米沢市・南陽市・高畠町・川西町 米沢市・南陽市・高畠町・川西町及び隣接市町		
	（4）車外設定端末装置		接続条件 動態情報数 電源	
11　システム監視装置				
			ＣＰＵ メモリ 補助記憶装置 外部記憶装置 ＯＳ 入力方式 ディスプレイ ・画面解像度 ・表示色	

12　電源設備				
	（1）無停電電源装置	消防本部用 非発切替までの能力を有すること	運転方式 停電時切替 周波数・波形 歪率 入力電力 出力電力 定格出力容量 蓄電池形式 蓄電池容量 構造	
	（2）無停電電源装置	署所用 非発切替までの能力を有すること	容量 停電保証時間 入力 出力	
	（3）直流電源装置	１２Ｖ系	入力電力等 力率 負荷側電圧 定格出力容量 蓄電池形式 蓄電池容量	
	（4）直流電源装置	４８Ｖ系	入力電力等 力率 負荷側電圧 定格出力容量 蓄電池形式 蓄電池容量	
	（5）非常用発動発電機	本部用 発動方法は自動及び手動の切替えができること	周波数 相数 電圧 電力 出力 冷却方式	
	（6）非常用発動発電機	署所用 発動方法は自動及び手動の切替えができること	周波数 相数 電圧 電力 出力 冷却方式	
13　統合型発信地表示システム				
	（1）位置情報受信装置	自動出動指定装置と連動	ＣＰＵ メモリ 補助記憶装置 外部記憶装置 ＯＳ	

			入力方式 ディスプレイ ・画面解像度 ・表示色	
	（2）ＩＰ－ＶＰＮ			
14　多目的ディスプレイ				
		３画面構成、２１インチ以上液晶ディスプレイ	ＣＰＵ メモリ 補助記憶装置 外部記憶装置 ＯＳ 入力方式 ディスプレイ ・画面解像度 ・表示色	
15　１１９番受信ＦＡＸ				
		通常のＦＡＸ機能を有すること		
16　メール１１９番受信装置				
17　非常用補助電話機				
18　メール指令装置				
			ＣＰＵ メモリ 補助記憶装置 外部記憶装置 ＯＳ 入力方式 ディスプレイ ・画面解像度 ・表示色	
19　現場映像情報収集装置				
		デジタルビデオカメラ		
20　駆け込み通報設備				
21　署内放送用アンプ				
22　備品関係				